

工事契約関係提出書類及び留意事項

【契約時に総務契約室へ提出する書類】 **平成28年4月1日以降分**

1) 契約書

	契約金額（消費税込）	部数	契約保証金	建退共	削除条項等
工 事	100万円未満	2部	不要	収納書の提出は省略	<注>：100万円未満の場合でも、工事請負契約書を作成します。 削除 第4条、第15条、第29条第4項中「又は第37条第3項」、第30条第1項中「、第15条」、第34条、第35条、第36条、第37条、第39条、第40条、第41条、第42条第1項中「第34条、第37条又は」、第45条、第49条第3項、第49条の2、第49条の3第1項中「第34条第8項、」及び「、第49条第3項」
	100万円以上 ～ 500万円未満	2部	不要 予定価格 500万未満(税込)	収納書提出要 運営実績報告書等の提出要	<注>：契約保証金を納付する場合は、第4条及び第45条は削除しない。 削除 第4条、第15条、第30条第1項中「、第15条」、第34条第5項中「、第40条」、第39条、第40条、第41条、第45条
	500万円以上 ～ 8,000万円未満	2部	要	収納書提出要 運営実績報告書等の提出要	削除 第15条、第30条第1項中「、第15条」、第34条第5項中「、第40条」、第39条、第40条、第41条
	8,000万円以上	3部	要	収納書提出要 運営実績報告書等の提出要	削除 第15条、第30条第1項中「、第15条」、第34条第5項中「、第40条」、第39条、第40条、第41条 (但し、1部は押印不要)

(※ 「支給材料及び貸与品」がある場合、第15条は削除しない。)

(※ 債務負担行為に係る工事請負契約の場合、第39条、第40条及び第41条は削除しない。)

- 2) 請負代金内訳書及び工程表 2部 (但し、本庁契約分については3部)
- 3) 現場代理人等通知書 2部 ()
- 4) 着工届 2部 ()
- 5) 誓約書 (京都府暴力団排除条例関係) 1部 () 2部)
- 6) 課税事業者届出書 1部
- 免税事業者届出書 1部

7) 共同企業体との契約の場合
契約書作成部数は、「JV構成員数 (代表者を含む全構成員の記名押印のあるもの) + 1通」を提出ください。

(注) 建退共証書の購入
発注者用掛金納入書は工事請負契約締結後1カ月以内に提出してください。

(注) 契約保証金の納入
西日本等建設業保証 (株)、銀行、損害保険会社の保証による場合は、保証書を提出してください。
現金納付の場合は、総務契約室にて納付書をお渡ししますので、銀行等で振り込んでください。

※工事請負契約書

- 第4条 契約の保証
- 15条 支給材料及び貸与品
- 34条 前金払及び中間前金払
- 35条 保証契約の変更
- 36条 前払金の使用等
- 37条 部分払
- 39条 債務負担行為に係る契約の特則
- 40条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則
- 41条 債務負担行為に係る契約の部分払の特則
- 42条 前払金等の不払に対する受注者の工事中止
- 45条 公共工事履行保証証券による保証の請求

※平成28年4月1日以降使用の契約書の主な改正事項
・遅延利息率の変更：2.9%→2.8%

